

規制の事前評価書

政策の名称	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準、包括利益の表示に関する会計基準の策定等に伴う財務諸表等規則等の改正	
担当部署	金融庁総務企画局企業開示課	電話番号： 03-3506-6000(内線3667、3810) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成22年8月3日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 国際的な会計基準における動向等を受けて、企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という。)より「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」、「包括利益の表示に関する会計基準」等(以下、「会計基準等」という。)が公表されたことを踏まえ、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「連結財務諸表規則」という。)等の一部改正を行う必要がある。</p> <p>【内容】 1. 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正 当事業年度に係る財務諸表に、当事業年度の財務諸表に記載された事項に対応する前事業年度に係る事項(比較情報)を記載することとする。 会計方針の変更を行った場合に、変更後の会計方針を前期に適用したと仮定して、その影響額等を記載することとする。 2. 「包括利益の表示に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正 連結財務諸表に限定して、包括利益を表示することとする。 包括利益を表示するため、「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」をそれぞれ表示する形式(2計算書方式)と、「連結損益及び包括利益計算書」として表示する形式(1計算書方式)のどちらかを選択することとする。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	連結財務諸表規則第8条の3(比較情報)、第14条の2(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)、第14条の3(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)、第14条の4(未適用の会計基準等に関する注記)、第69条の2(連結包括利益計算書の記載方法)、第69条の5(包括利益金額の表示)、第69条の7(連結損益及び包括利益計算書の記載方法)等	
想定される代替案	包括利益の表示について、会計基準等で求めている連結財務諸表だけではなく、個別財務諸表においても表示を求める。その他の事項は、本案と同様とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	比較情報の記載や会計方針の変更等を行った場合等の注記については、すべての開示規制対象企業に対して開示を求めることから、システム対応や財務諸表作成のための費用が発生することが見込まれる。 また、包括利益の表示については、連結財務諸表作成企業に限って開示を求めることから、連結財務諸表作成企業においてのみ、包括利益の表示を行うためのシステム対応や財務諸表作成のための費用が発生することが見込まれる。	比較情報の記載や会計方針の変更等を行った場合等の注記については、本案と同様の規制内容とする。そのため、すべての開示規制対象企業に対して開示を求めることから、システム対応や財務諸表作成のための費用が発生することが見込まれる。 また、包括利益の表示については、本案とは異なり、会計基準等では求められていない「個別財務諸表における包括利益の表示」についても求めることから、会計基準等よりも包括利益の表示を求める企業の対象が広がることになり、本案よりも費用発生する企業が増加することが見込まれる。
(行政費用)	連結財務諸表規則等の改正により作成・表示される項目が増加するため、有価証券報告書等の法定開示書類の審査等にかかる必要な事務コストが発生することが見込まれる。	本案と同様。
(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。	関係者のコンセンサスが得られないまま、会計基準をオーバーライドすることは、今後の国際会計基準(IFRS)とのコンバージェンスやアドプションの議論に影響を及ぼすことが考えられるため、社会的混乱を招く等の社会的費用が発生することが考えられる。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	国際的な会計基準との整合性が図られた会計基準等を連結財務諸表等に反映させることにより、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、企業の国際的競争力の強化、国際的な会計基準による財務書類の比較可能性の向上等に資すると考えられる。	財務諸表利用者に対して、連結財務諸表に加えて個別財務諸表における包括利益に関する情報及び個別財務諸表しか作成していない企業の包括利益に関する情報が提供される。その結果、財務諸表利用者は、個別財務諸表における包括利益に関する情報を投資判断の有用な情報として活用することができる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係の分析 本案では、ASBJより公表された会計基準等を踏まえて改正される連結財務諸表規則等に基づいて連結財務諸表等を作成するため、その作成に必要な事務コストが発生すると見込まれる。しかし、国際的な会計基準との整合性が図られた会計基準等を反映することとなるため、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、企業の国際的競争力の強化、国際的な会計基準による財務書類との比較可能性の向上等に資すると考えられることから、その便益は費用を上回ると見込まれる。</p> <p>(2)代替案との比較 代替案によると、行政費用については、本案と代替案で大差はないものの、遵守費用については、本案に比べ包括利益の表示を求める企業の対象が広がることになり、システム対応や財務諸表作成のための費用が増加するほか、関係者のコンセンサスが得られないまま、会計基準をオーバーライドすることにより、今後のIFRSとのコンバージェンスやアドプションの議論に影響を及ぼすと考えられるため、社会的混乱を招く等の社会的費用が発生すると考えられる。これらの費用は、個別財務諸表における包括利益に関する情報が提供されることにより、財務諸表利用者が投資判断の有用な情報として活用することができるという便益を上回ると考えられる。したがって、本案が適当と考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	企業会計基準委員会(ASBJ)より会計基準等が公表(平成21年12月4日、平成22年6月30日)。	
レビューを行う時期又は条件	引き続き国際的な会計基準の動向等を注視し、必要に応じて措置を構ずるものとする。	
備考		